

令和5年 第4回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和5年4月25日 午後2時00分から午後3時10分
2. 開催場所 201会議室
3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛
4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛
5. 農業委員出席者 10名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	中里 和子	出		7	齊藤 貴作	出	
2	高橋 光行	欠		8	小島 保	出	
3	黒川 英巳	出		9	松永 貴夫	出	
4	石川 猛	出		10	岡野 和紀	出	
5	新井 雅之	出		11	林 真由美	出	
6	小川 邦雄	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	栗原 一雄	出		16	根本 武男	出	
13	武藤 恭久	出		17	栗原 昇	出	
14	澤田 一成	出		18	野口 郁夫	出	
15	浅海 五月	出		19	鹿ノ戸 健次	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田 全弘	主任	藤野 泰弘
課長補佐	田隴 佳秀	主事	蛭間 祐貴

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和5年第4回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 中里 和子 委員 黒川 英巳

11. 議決事項及び議事の要領

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は成願寺の若宮です。地目は畑で地積は164㎡です。
譲受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、契約の内容は 売買による所有権移転です。
現地調査の結果、農地として管理されていることを確認しております。
全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。
また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。
以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

2番案件の所在地は成願寺の欠下です。地目は畑で地積は148㎡です。
譲受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は、経営規模の拡大を図るためで、契約の内容は 贈与による所有権移転です。
現地調査の結果、農地として管理されていることを確認しております。
全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同じように支障なく耕作が可能と考えます。
また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事し、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れがないと考えられます。
以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番及び2番 大家地区 澤田委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、高齢であり今まで耕作したことがなく、今後も農業をやる予定がないため、農地を耕作する人を探していたとのこと。譲受人は、申請地の近接地を耕作しており、仕事を退職後、毎日農業に従事しているため、申請地を取得後も耕作を続けられると思われ。小委員会では、譲受人が取得することは、問題ないということとなりました。
2番案件の譲受人は、大変熱心で毎日、農業に従事しています。前回若干草が生えていたところは全て刈っており、私が直接確認しました。小委員会では、譲受人が取得することは、問題ないということとなりましたので、ご審議をよろしくお願いします。

議長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第17号農地法第3条の規定による許可申請については許可と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。議案第17号については許可と決定します。

議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は小山の月木です。地目は畑で地積は89㎡です。

申請人は、申請地の隣地の自宅で生活しており 申請地は昭和63年に相続して、平成5年に浄化槽を設置し、使用しているとのことです。また、浄化槽の点検作業等の際に雨が降ると足場が悪くなるため、対策として浄化槽の脇に砂利を敷いたとのことです。砂利敷きの部分には隣地の農地を耕作する親戚の方が耕運機やトラクターを置いているとのことです。

浄化槽につきましては生活上必要なものであり、砂利敷き部分につきましては浄化槽の点検等に必要であるとともにトラクターを置く場所が他に無いことから撤去ができないため、追認を希望されております。

この案件は、2月の農業委員会で排水管理設の申請として審議していただいた案件で、今回の申請地部分が農地法違反であるため保留となったことにより是正を目的とした申請です。今回の申請によって追認の許可が下りることにより農地法違反が解消されるため、この後5条の4番にて2月の議案を再度提案しますのでよろしくをお願いします。

現地調査の結果ですが、申請地については、以前から浄化槽及び砂利敷きの部分が住宅敷地として利用されている状況となっています。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準については、資力については、工事をしないため資力は必要とせず、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、雨水については宅地との一体で処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
入西地区 齊藤 貴作委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 事務局の説明とおり、申請人は結婚後、昭和48年に土地は父の名義ではありましたが現在の自宅の敷地に家を新築しました。昭和63年に相続をしましたが、昭和52年の国土調査で現在の住宅敷地は全て宅地に変更したという認識でいたそうです。

平成5年に兄が浄化槽を設置してくれたそうです。浄化槽は毎日使い、生活に必要なものであり、砂利敷きについてもこの地がぬかるんでいて耕作するためのトラクターを置くためにも必要とのことです。

小委員会では、転用はやむを得ないとなりましたので、ご審議をよろしく願います。

議長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。
議案第18号農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議長 全会一致と認めます。議案第18号は、許可相当と決定します。

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図により申請地の説明】

1番案件の所在地は青木の宮町です。地目は畑で地積は471㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

2番案件の所在地は青木の宮町です。地目は畑で地積は合計で322㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は一部砂利が敷かれている部分がありますが、住宅が建築されればおのずと是正がされるためやむを得ないものと考えております。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

3番案件の所在地は浅羽の上宿、ほか3筆です。地目は畑で地積は合計で405㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は自己用住宅で、契約の内容は所有権移転です。

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

4番案件の所在地は小山の月木です。地目は畑で地積は5.45㎡です。

譲受人及び譲渡人は議案書に記載のとおりです。申請事由は排水管理設で、契約の内容は所有権移転です。

この案件は、2月に一度ご審議いただいたもので、譲受人は申請地の北側の住宅で生活されている方で、2月に転用の許可を受けた農地の地中に排水管を通して側溝に排水していましたが、当該地が農地転用で別の方の所有になることから排水管を申請地へ移設したいとのことです

現地調査の結果、申請地は農地として適正に管理されていました。

農地転用許可基準の立地基準については、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、申請地の転用の妨げとなる権利を有するものはなく、雨水排水については、自然浸透処理となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えます。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番、2番 三芳野地区 栗原一雄委員
3番 坂戸地区 鹿ノ戸委員
4番 入西地区 齊藤委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件の譲渡人は、農業を手広くやっており、農地の管理を適正にしておりますが、高齢のため耕作地を減らそうしており、また、申請地は他の土地より少し位置が高く畑とし使いづらいため耕作する予定がなくなったとのことです。また、住宅を建てるにあたり、排水は側溝放流で他の農地に影響はないと考えます。

2番案件は、譲渡人の母親が入院し本人も農業がほとんどできない状況で、農地のほとんどは他人に貸しているとのことであり、申請地を耕作する予定がなくなったとのことです。また、排水については1番の申請地と同様、他の農地に影響がなく問題はないと考えます。

いずれも小委員会では、転用はやむを得ないとなりましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 3番案件の譲渡人は、浅羽地区にお住いの方を含めて3人です。申請地は現在休耕地となっており、市街化区域に近く、線路と住宅地に囲まれており、周辺農地への影響はないと考えます。小委員会で協議した結果、転用はやむを得ないとなりましたので、ご審議をよろしくお願いします。

委員 4番案件は先ほど4条の案件でもご審議いただいたとおり、2月の総会で保留

となったものです。譲渡人は高齢で、自宅前の畑で少々作付けしている程度で、後継者等もないとのこと。周辺の農地は転用の許可を受けており、新世帯地についても譲受人の配水管の埋設に同意し、配水管の部分の転用と所有権移転にも協力しております。小委員会では、転用はやむを得ないということでありますので、ご審議をよろしくお願いします。

議 長 議案の説明は終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第19号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。議案第19号は、許可相当と決定します。

議案第20号 農用地利用集積計画（案）について

議 長 議案第20号 農用地利用集積計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用権設定申出状況により説明】

3月までは農業経営基盤強化促進法第18条に基づく農用地利用集積計画としてご審議いただいたおりましたが、法律が変わりの農用地利用集積計画が廃止され、それに代わるものとして農地中間管理事業の推進に関する法律により農用地利用集積等促進計画を策定することとなりました。

しかし、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の附則に2年間の経過措置が定められているため、従前の農用地利用集積計画を決定し、公告することができることとなっております。

4月分の農用地利用権設定申出は、更新がなく新規のみで、2件、2筆、面積の合計が2,863.00㎡です。新規の内訳はすべて一般分です。また、解約が1件です。

令和5年5月1日設定後の利用集積面積は、合計3,346,558.52㎡となります。

議 長 ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第20号農用地利用集積計画（案）については、原案のとおり決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全会一致と認めます。よって、議案第20号については、原案のとおり決定します。

報告第4号 専決処分の報告について

議 長 報告第4号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第4号ですが、3月分の専決処分は、農地法第3条の3の届出3件、第5

条の農地転用届出5件です。内容は、記載のとおりで、申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等がございますか。
 (質疑・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和5年第4回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和5年4月25日

坂 戸 市 農 業 委 員 会

会 長

署名委員

署名委員